

# 千葉県報

定例  
令和5年4月4日

## 主要目次

○ 令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領	一
○ 令和四年度千葉県一般会計の補正予算の要領	一
○ 令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	一
○ 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	三
○ 救急病院の認定	三
○ 人事委員会告示	三
○ 令和三年度採用候補者名簿の失効	三
○ 公安委員会告示	三
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	三
○ 公告	三
○ 令和五年度調理師試験の実施	四

## 令和4年度千葉県一般会計補正予算(第6号)

令和4年度千葉県一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,326,126,984千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

- 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等(二件)
  - 都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催
- 特定調達公告  
入札公告

## 告示

千葉県告示第百六十七号  
令和五年二月定例県議会の議決を経た令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領は、別冊のとおりである。  
令和五年四月四日  
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百六十八号  
令和五年二月一日に専決処分をした令和四年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。  
令和五年四月四日  
千葉県知事 熊谷 俊人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 394,999,845	千円 1,500,000	千円 396,499,845
	1 国庫負担金	135,347,096	1,500,000	136,847,096
11 繰入金		66,470,616	1,500,000	67,970,616
	2 基金繰入金	22,031,055	1,500,000	23,531,055
補正されなかった款項に係る額		1,861,656,523		1,861,656,523
歳 入 合 計		2,323,126,984	3,000,000	2,326,126,984

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費		千円 53,086,334	千円 3,000,000	千円 56,086,334
	2 畜産業費	2,197,321	3,000,000	5,197,321
補正されなかった款項に係る額		2,270,040,650		2,270,040,650
歳 出 合 計		2,323,126,984	3,000,000	2,326,126,984

千葉県告示第百六十九号

令和五年二月定例県議会の議決を経た令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、指定市町村事務受託法人を次のとおり指定した。

令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

法人の名称	指定に係る事務所の名称	事務所の所在地	受託事務の種類	指定年月日
株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター	柏認定調査センター	柏市柏四丁目一番一五号	要介護認定調査事務	令和五年四月一日

千葉県告示第百七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	船橋市海神六丁目一三番一〇号	令和八年三月三十一日
医療法人弘仁会 板倉病院	船橋市本町二丁目一〇番一〇号	〃
国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ケ田八五二番地	〃
銚子市立病院	銚子市前宿町五九七番地	〃
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	東金市丘山台三丁目六番地二	〃

東千葉メディカルセンター ター	茂原市本納二、七七七番地	〃
--------------------	--------------	---

人事委員会告示

千葉県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）第二十九条第一号の規定により、次に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された全ての採用候補者名簿を令和五年三月三十一日をもって失効させた。

令和五年四月四日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

- 令和三年度千葉県職員採用上級試験
- 令和三年度千葉県職員採用中級試験
- 令和三年度千葉県職員採用初級試験
- 令和三年度千葉県資格免許職員採用試験
- 令和三年度千葉県市町村立学校事務職員採用中級試験
- 令和三年度千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験
- 令和三年度千葉県警察官採用試験（県内第一回）
- 令和三年度千葉県警察官採用試験（県内第二回）
- 令和三年度千葉県警察官採用試験（県外共同募集）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第八号

警備業法（昭和四十七年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和五年四月四日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間  
令和5年6月7日（水曜日）から15日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所  
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

<p>4 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 40人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和5年4月24日(月曜日)から28日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p>	<p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和5年5月15日(月曜日)から19日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 ア 4(1)に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 イ 4(2)に該当する者 合格証明書の写し ウ 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 エ 4(4)に該当する者 合格証の写し オ 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 カ 4(1)に該当する者 合格証明書の写し キ 4(2)に該当する者 合格証明書の写し ク 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ケ 4(4)に該当する者 合格証の写し コ 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 ク 添付書類 ア 受講手数料等 イ 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p>公 告</p> <p>令和5年度調理師試験の実施 調理師法(昭和三十二年法律第四十七号)第三条の二第一項の規定により、令和5年度調理師試験は、令和5年5月15日から19日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで実施する。なお、試験料は、令和5年5月15日(月曜日)から19日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで納入する。問い合わせ先は、千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係(電話043(201)0110)である。</p> <p>1 添付書類</p>
--	--

令和五年十月二十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで  
試験場所

幕張メッセ(日本コンベンションセンター国際会議場)  
千葉県美浜区中瀬二丁目一番

三 受験願書の受付期間

令和五年五月二十九日(月曜日)から六月二日(金曜日)まで

四 受験願書の提出先

住所が県内にある者は住所地の所轄保健所に、住所が県外にある者は千葉県健康福祉部健康づくり支援課に提出すること。

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、株式会社T&Hエコみらいから廃棄物焼却等施設の新設(仮称)株式会社T&Hエコみらい(仮称)株式会社T&Hエコみらい(仮称)に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。  
令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社T&Hエコみらい 代表取締役社長 徳山重男 東京都港区芝公園二丁目四番一号A一〇階

二 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業 廃棄物焼却等施設の新設

一日当たりの処理能力三百三十トン

三 対象事業実施区域

市原市八幡海岸通一番一の一部

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

千葉県及び市原市

五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

1 縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉県環境局環境保全全部環境保全課及び中央区役所総務課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所市原支所

2 縦覧期間

令和五年四月四日から五月八日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限

令和五年五月二十三日(郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。)

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

(一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語に  
より、意見の理由を含めて記載すること。

(二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和五年四月十八日(火曜日)午後六時から午後八時まで	市原市サンプラザ市原(市原市五井中央西一丁目一番地二五)
令和五年四月二十日(木曜日)午後六時から午後八時まで	千葉県文化センター(千葉県中央区中央二丁目五番一号)

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、大平興産株式会社から廃棄物最終処分場の変更(大塚山処分場増設事業(第四処分場建設及び第三処分場(三一二)嵩上げ))に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環

環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
大平興産株式会社 代表取締役 山上昌孝 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模  
大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（三―二）嵩上げ） 廃棄物最終処分場の変更 増加後の埋立処分面積二・〇二ヘクタール（増加する埋立処分面積四・五四ヘクタール）
- 三 対象事業実施区域  
富津市高溝字高岩三九二番二の一部、字仲沢三九四番一並びに字左り沢三九五番一の一部及び三九六番一
- 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
富津市
- 五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間  
1 縦覧場所  
千葉県環境生活部環境政策課並びに富津市市民部環境保全課及び天羽行政センター  
2 縦覧期間  
令和五年四月四日から五月八日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）  
3 縦覧時間  
午前九時から午後五時まで
- 六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等  
1 提出期限  
令和五年五月二十三日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）  
2 提出先  
千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課  
3 意見書に記載する事項  
(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、そ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- (三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見
- 4 その他

- (一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
- (二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和五年四月十二日（水曜日）午後七時から午後九時まで	関豊ふれあいシアター館（富津市豊岡一、三五五番地一）
令和五年四月二十二日（土曜日）午後二時から午後四時まで	富津市民会館（富津市湊七六五番地一）

都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和五年四月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催の日時及び場所  
1 日時  
令和五年五月十四日 午前十時から  
2 場所  
流山市役所第二庁舎三階三〇一会議室及び三〇二会議室（流山市平和台一丁目一番地の一）
- 二 作成しようとする都市計画の案の種類  
流山市都市計画区域に係る都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画
- 三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間  
1 縦覧場所  
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び流山市まちづくり推進部都市計画課  
2 縦覧期間  
令和五年四月四日から十八日まで
- 四 公述の申出の方法及び期限等

特 定 調 達 公 告

1 公述の申出の方法  
作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、前該案に係る意見の趣旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、流山市まがひ通り推進部都市計画課（郵便番号二七〇一〇一九二 流山市平和台一丁目一番地六一）まで提出する。なお、前該案に係る意見の趣旨は、八百字以内とする。

2 申出期限  
令和五年四月十八日

3 公聴会に関する問合せ先  
千葉県国土整備部都市整備局都市計画課（電話〇四三（二二三三）三三三六）及び流山市まがひ通り推進部都市計画課（電話〇四（七一五〇）六〇八七）

入札公告  
次とおり一般競争入札に付する。  
令和五年四月四日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
- ① 13mm量水器の一部修理 予定数量 29, 621個
  - ② 20mm量水器の一部修理 予定数量 131, 380個
  - ③ 20mm量水器の全体修理 予定数量 40, 685個
- (2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年6月30日まで
- (4) 履行場所 千葉県美浜区若葉三丁目1番7号 千葉県企業局幕張倉庫
- (5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、それぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

- 者であること。
- (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043（211）8589
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年4月4日から19日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限
- ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年5月17日午後5時
- イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年5月17日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 1 (1) の案件ごとにとおりとする。
- ① 令和5年5月18日午前9時 千葉県企業局入札室
  - ② 令和5年5月18日午前9時30分 千葉県企業局入札室
  - ③ 令和5年5月18日午前10時 千葉県企業局入札室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第145条の規定によるものとする。
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格の確認
- ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する

<p>データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年4月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年4月19日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:</p> <p>① 13mm water meters (repair) 29,621 items</p> <p>② 20mm water meters (repair) 131,380 items</p> <p>③ 20mm water meters (barter) 40,685 items</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 17 May, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p>	<p>発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(二二三)二六五八</p> <p>購読料 本号(別冊を含む。) 一部 六〇一円</p> <p>購読申込先</p>
--	--